

## 1. 男女平等推進

### 現状と課題

- ・男女が互いの人権を尊重しつつ、性別に関わりなく、個性や能力を十分に発揮し、社会の対等な構成員として、だれもが生き方を自由に選択できる男女平等な社会の実現が求められています。
- ・本市ではこのような社会の実現をめざし、平成19年に「男女平等推進条例」を施行するとともに、その行動計画となるプランを見直し、男女平等推進プランを策定しました。
- ・現在は、平成23年度からの新プランの見直しに向けて、現状や問題点の把握を行っており、今後も「男女平等推進条例」の8つの基本理念<sup>\*1</sup>に基づいた施策を着実に進めていく必要があります。
- ・施策を実施する上で、政策・方針決定の場や重要ポストへの女性の登用、男性の家事能力の向上、女性の就労支援、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）<sup>\*2</sup>の推進等を、市民、教育関係者、地域、企業等と協力しながら進めることが重要です。
- ・平成21年度に実施した「男女平等に関する市民意識調査」をみると、本市では「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担意識がまだ強く残っており、また社会慣習・しきたり等の男女平等意識については、全回答者の約7割の人が「男性の方が非常に優遇されている」又は「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えています。
- ・平成17年に実施した前回の調査と比較すると、社会の様々な分野で男女が平等であると感じている人は、少しずつ増えていますが、まだ十分とはいえません。
- ・固定的役割分担に基づく社会制度や慣行を見直すことにより、男性のみならず女性も社会の対等なパートナーとして、その個性や能力を十分に発揮していくことが必要となっています。
- ・高齢者や障害のある人、ひとり親家庭等、様々な生活形態の中で、多様な支援を必要とする人々が多くなっており、男女平等な社会の実現のためにこれらの人々を生涯にわたって支えるサービスの充実が必要となってきています。
- ・ドメスティック・バイオレンス（DV）<sup>\*3</sup>の被害者は多くの場合が女性であり、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。本市においても、これらの暴力が起こらないよう啓発を推進するとともに、相談体制を充実していくことが必要となっています。

### 施策がめざす将来の姿

- 男女が互いの人権を尊重し、社会の様々な分野において、性別に関わりなく個性や能力を十分に発揮できる社会になっています。
- 男女がともにいつまでも健康で充実した生活が送れる社会になっています。

## 現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
社会全体における男女の地位が平等であると考える人の割合（%）	6.8	20	30

## 施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 男女平等推進	(1) 男女平等意識の啓発	①男女平等に関する意識啓発 ②教育・学習機会の充実 ③性の尊重に関する意識啓発 ④相談体制の充実
	(2) あらゆる分野への社会参画の推進	①政策・方針決定への女性の参画 ②就労環境の整備・改善 ③地域活動・市民活動への参画 ④家庭生活における男女平等の推進 ⑤国際化への対応
	(3) 心身の健康と生活の充実	①健康づくりの推進 ②多様な家庭の生活支援

## 施策の主な内容

## (1) 男女平等意識の啓発

## ①男女平等に関する意識啓発

男女平等意識を啓発するため、男女平等について考えるシンポジウム、講座等を充実させるとともに、男女平等に関する情報提供スペースを設置し、市民の学習環境の整備や、様々な機会を通じての啓発に努めます。

## ②教育・学習機会の充実

「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる」等、教育やしつけを通じて性別役割分担意識が継承されている現状を踏まえ、家庭や学校等が協力し、ジェンダー<sup>※4</sup>に

とらわれない教育を推進するとともに、指導者や保護者に対する学習機会を充実します。

### ③性の尊重に関する意識啓発

男女がお互いの性について正しい知識を身につけ、性を尊重し、生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であること等、「性と生殖に関する健康と権利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ<sup>※5</sup>) についての学習・啓発の機会を提供するとともに、ドメスティック・バイオレンス等、性別に基づく暴力が起こらないよう啓発に努めます。

### ④相談体制の充実

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント<sup>※6</sup>等、悩み事の内容も多岐にわたり複雑化している状況にあるため、相談体制を充実させ、生活不安の解消や問題解決に努めます。

#### 【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
男女平等社会啓発事業	市民協働課	男女平等に関する意識向上のため、企業、市民に対し啓発を行う。
学校教育研究委託事業	市民協働課	市内小中学校から、男女平等推進モデル校を選定し、男女平等推進に関する教育の実践を行う。

## (2) あらゆる分野への社会参画の推進

### ①政策・方針決定への女性の参画

女性の意見を積極的に反映させる社会的な仕組みづくりをめざし、審議会や管理職等、自治体の政策・方針決定の場への女性の参画を進めるとともに、地域、企業、学校等、社会のあらゆる分野で、責任ある地位に男女が偏ることなく就くことを働きかけます。

### ②就労環境の整備・改善

男女がともに仕事とそれ以外の活動の両立を図るため、それぞれのライフスタイルに合った多様な生き方を選択できるよう就労環境の整備を進めるとともに、自治体、企業、団体、自営業者等あらゆる職場で、性別にこだわらない適材適所の配置や男女の職域の拡大を働きかけます。

### ③地域活動・市民活動への参画

地域活動・市民活動において、意欲のある男女が性別にかかわらず能力を発揮できる環境づくりを促進するとともに、フルタイム労働者や定年退職者を始め、様々な職業・年齢の男女が取り組むことができるよう環境整備を進めます。

**④家庭生活における男女平等の推進**

男女が、家庭責任を共有し、ともに助け合いながら家事・子育て・介護に取り組むことができるように、夫妻での学習機会の提供、男性への意識啓発、情報提供等を進めます。

**⑤国際化への対応**

男女平等に関する海外での取組や発展途上国における女性の状況、日本の現状と外国との比較等の学習機会を充実し、国際的な視野から男女平等を推進します。

**【主要事業】**

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
男女平等推進プラン推進事業	市民協働課	男女平等推進プランに基づいて、事業の進捗を管理するとともに社会情勢の変化に対応するため、見直しを行う。

**(3) 心身の健康と生活の充実****①健康づくりの推進**

男女がともにいつまでも健康で充実した生活を送ることは、男女平等な社会の最も基本的な条件であることから、妊娠・出産・育児期における女性の健康管理を充実するとともに、若いころからの健康管理や高齢期の健康づくりを推進します。

**②多様な家庭の生活支援**

女性に偏りがちな高齢者や障害のある人の介護負担を軽減するため、女性だけでなく男性の介護への参画を促すための意識啓発を進めます。また、福祉サービスの活用により高齢者や障害のある人の生活や自立を支援するとともに、社会的に弱い立場に置かれがちな、ひとり親家庭等への支援も充実します。

**【主要事業】**

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
妊婦健康診査事業 (P. 70 の再掲)	健康課	妊婦健康診査・妊産婦歯科健康診査を実施する。

**◆ 関連する計画・条例**

- 日進市男女平等推進プラン（平成23年度～）
- 日進市男女平等推進条例

**◆ 用語の解説**

※1 8つの基本理念：「男女平等推進条例」の第3条に定められている「男女の人権の尊重」、「施策や方針の立案及び決定への参画」、「社会における制度や慣行への配慮」、「家庭生活における活動とその他の活動との両立への配慮」、「男女平等を基本とした教育への配慮」、「国際社会との協調」、「性と生殖に関する健康と権利の尊重」、「男女間の暴力の根絶」の8つの基本理念。

- ※2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）：「仕事」と「仕事以外の生活（子育てや親の介護、地域活動等）」との調和が取れている状態のこと。そのためには、性別や年齢にかかわらず、個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働き方が選択できるようにする必要がある。単に、「仕事」か「仕事以外の生活」かという二者選択ではなく、両者の調和を図ることにより、「仕事」も「仕事以外の生活」も充実させようとするもの。
- ※3 ドメスティック・バイオレンス（DV）：夫婦や恋人、元夫婦や元恋人等、親密な関係にある男女間の暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的暴力等も含まれる。
- ※4 ジェンダー：いわゆる「男らしさ、女らしさ」や「男は仕事、女は家庭」等、社会的、文化的につくられた性別のこと。生殖機能等の違いによる生物学的な性別（SEX）とは区別される。
- ※5 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：女性が生涯にわたって、身体的、精神的、社会的に良好な状態であることと、それを決定できる権利のこと。いつ何人子どもを産むか、産まないかを自分で選ぶ自由、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つ、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じた性と生殖に関する問題が含まれる。
- ※6 セクシュアル・ハラスメント：相手の意に反した性的言動（いやがらせ）を行い、相手を不快な思いにさせること。例えば、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、性的な冗談やからかい等、様々なものが含まれる。